

平成 25 年度地域防災計画（原子力災害対策計画）修正（案）の概要

1. 原子力災害対策指針の改定に伴う修正

(1) 緊急事態区分の設定に伴う用語の整理

【指針の改定内容】

- 緊急事態区分（「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」）に該当する事象を、各原子炉タイプ（沸騰水型（BWR）、加圧水型（PWR）、ナトリウム冷却型高速炉等）毎に詳細設定
 - ・これに併せ、防災基本計画でも、緊急事態区分に合わせて用語を整理

【県地域防災計画の修正案】

- 事業者からの通報について、「〇〇事態に該当する事象の通報」と用語を整理

指針の緊急事態区分	従 前	修正案
警戒事態	警戒事象の通報	警戒事態に該当する事象を通報
施設敷地緊急事態	特定事象の通報 (原災法 10 条)	施設敷地緊急事態に該当する事象を通報
全面緊急事態	原災法 15 条に規定する事象の通報	全面緊急事態に該当する事象を通報

※通報受理後の県の体制や活動は修正なし

- 緊急事態区分に該当する事象の例の記載を、指針に併せて修正

(2) 緊急時モニタリングセンター設置に係る用語の整理

【指針の改定内容】

- 指針において、国の統括の下「緊急時モニタリングセンター」を設置し、モニタリング活動を指揮する旨の追記

【県地域防災計画の修正案】

- 緊急時モニタリングセンター設置に係る用語の整理

[従 前]：国の総合調整のもと、緊急時モニタリングを実施

[修正案]：国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施

- ・上記の他、緊急時モニタリングに係る調整・連絡先を「緊急時モニタリングセンター」に修正（従前、「国」とされていた部分）

2 国の初動対応マニュアル改定に伴う修正

【国のマニュアルの改定内容】

- 国の初動マニュアルにおいて、警戒事態の前段に「情報収集事態」を追加し、立地市町村で震度 5 弱、震度 5 強の地震を観測した場合、国から県に情報提供
 - ※立地県（立地市町村含む）で震度 6 弱の場合は、警戒事態に該当

【県地域防災計画の修正案】

- 立地市町村で震度 5 弱、震度 5 強の地震を観測した場合、県は情報収集体制をとる。（危機管理部門の必要職員参集）

3. 災害対策基本法の改正に伴う修正

【災害対策基本法の改正内容】

○要配慮者、避難行動要支援者について定義

- ・「要配慮者」の定義

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（従来のいわゆる災害時要援護者）

- ・「避難行動要支援者」の定義

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

例) 要介護認定 3～5 を受けている者、身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する身体障害者

○運送事業者である指定（地方）公共機関への支援要請等の規定追加

- ・正当な理由なく支援要請に応じない場合の県による運送指示について規定

○住民からの安否情報照会に対する回答に係る規定の追加

- ・安否情報を回答することができる旨、またその場合、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する旨の規定の追加

【県地域防災計画の修正案】

○用語の整理（「災害時要援護者」→「要配慮者」）

○運送事業者である指定（地方）公共機関への支援要請等の記述の追加

- ・正当な理由なく支援要請に応じない場合の県による運送指示

○住民からの安否情報照会に対する回答に係る記述の追加

- ・被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り回答

4. その他所要の修正

○原子力事業者防災業務計画に規定されたことから、事業者から揖斐川町への直接通報を明記

○学校等教育機関での対応を整理

- ・児童・生徒は自宅に引き取り、自宅から避難

○避難行動要支援者（入院患者、介護施設入所者等）に係る検討状況を踏まえた修正

- ・国と関係府県（福井、滋賀、京都、岐阜）の協議会のワーキンググループでの検討結果を踏まえ対応